

被害にあったときの記録

- 警察や検察の捜査（事情聴取）、弁護士への相談、行政窓口（区市町村など）の手続などで、被害にあったときのことを聞かれることがあります。
- 事情聴取では被害状況などを直接説明しなければなりません。支援を受ける行政窓口などで聞かれたときには、この記録を見せることもできます。

被害の状況

事件・事故の発生日時

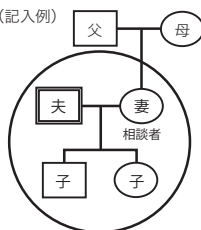
年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

☐殺人 ☐殺人未遂 ☐暴行傷害 ☐性犯罪・性暴力
☐交通死亡事故 ☐交通事故（死亡を除く） ☐その他（ ）

家族構成図（ジェノグラム）

支援者と一緒に記録してみましょう

（記入例）



※書き方

- ・記号を使って書きましょう。
- ：男性 ○：女性
- ：被害にあわれた方
- ・同居している範囲を「線」で囲みます。
- ・できれば年齢も書きましょう。

 ✕